

R6 能登半島地震 緊急支援基金 募集要項

2024年2月吉日

公益財団法人公益推進協会

目的

当基金は、公益財団法人公益推進協会の遺贈寄付申込者及びマイ基金設立者の皆様からのご寄付をもとに「令和6年能登半島地震」により被災された方々を支えることを目的に設立されました。被災地において被災された方々のために支援を行う団体に対して助成を行います。

助成総額

1000万円程度

助成額

- ① 短期間助成（1か月（31日）未満の活動）：1件あたり**50万円**以内
 - ② 中長期間助成（1か月（31日）以上の活動）：1件あたり**150万円**以内
- ※①と②の併願は可能ですが、それぞれ個別に応募してください。（同期間助成・同事業での併願は不可）
- 短期間助成の例：短期的・集中的に行う支援活動（救援活動、捜索活動、食事・物資配布等）
 - 中長期間助成の例：中長期的・継続的に行う支援活動（復旧・復興活動等）

募集期間

1次募集：2024年2月1日（木）～2024年3月4日（月）17：00

2次募集：2024年3月5日（火）～2024年4月8日（月）17：00

※募集を継続する場合は、当財団ホームページ（<https://kosuikyo.com/>）にてお知らせします。

助成対象

（1）助成対象活動

令和6年能登半島地震により深刻な被害があった地域（新潟県・富山県・石川県・福井県）において実施される被災者・被災地のニーズに合った活動で、以下の要件のいずれかを満たすもの。

- ① 復興支援活動（がれき撤去・家財搬出・家屋修復等）
- ② 要配慮者（障がい者・高齢者・子ども・外国人等）支援活動
- ③ 医療支援活動
- ④ 食事・物資配布支援活動
- ⑤ その他この基金の目的達成に資する活動

（2）助成対象団体 非営利団体（法人格は不問）で活動実績が1年以上あること

※国、地方自治体、宗教法人、個人、営利を目的とした株式会社・有限会社は該当しません。また、反社会的勢力とは一切関わっていないこと、活動内容が政治、宗教、思想に偏っていないこととします。

※法人格は不問ですが、団体名義の口座を持っていることを条件とします。（個人名義の口座への助成金の振り込みはできません。）

※②中長期助成の応募をする場合は、被災市町村や現地災害ボランティアセンター等での受入または連携実態

が確認できることを条件とします。

(3) 助成対象期間 2024年1月1日～2024年12月31日

(4) 対象経費 助成金の使途は、申請する事業活動に伴う経費です。

家賃や通常の人件費等の経常費には使用できません。

応募方法

応募フォーム（<https://forms.gle/xKBCi7Gn6P86s1ts7>）に下記書類を添付し、ご応募ください。

※応募には、Googleアカウントが必要となりますので、事前にご用意ください。

(1) 申請補助資料（助成実績・収支概要）

※当財団ホームページ（<https://kosuikyoo.com/>）よりダウンロードしてください。

(2) 定款または会則の写し

□選考方法及び結果通知

(1) 選考

当財団の選考委員会において厳正に書類選考し、常任理事会で決定します。なお、応募書類に不備不足がある場合、選考の対象とならない場合がありますのでご注意ください。また、選考の過程で、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合や、現地調査もしくはヒアリングを行うことがあります。

(2) 結果通知

以下の時期を目処に申請者に対し、採否を文書又はメールで通知します。

1次募集：2024年3月下旬 2次募集：2024年4月下旬

※ご応募いただいた申請の不採択理由は開示いたしません。 予めご了承ください。

□助成金の交付

助成決定者には、採否の通知時に振込先を記入する用紙をお送りします。

その用紙が当財団に返送され到着後1ヶ月以内に、指定先口座に振り込みます。

□助成決定者の義務

- ・当助成金で実施する事業に関する広報物（チラシ・パンフレット・ホームページ等）に、**公益財団法人公益推進協会「R6 能登半島地震 緊急支援基金」の助成事業であることを明記**してください。
- ・助成金の受給を受けた場合は、**申請の予定通り事業を遂行**して下さい。
- ・受給した助成金は、**善良なる管理者の注意**をもって管理し、**申請した助成対象事業以外への利用はしないでください。**
- ・助成対象事業の完了後、1ヶ月以内に下記書類を Google フォームにて提出してください。
 - ① **助成事業報告書（指定書式）**
 - ② **助成事業収支報告書（指定書式）** ※支払先や支払金額が明記された領収証やレシートの写しを必ず添付
- ・適正な助成金交付事業執行のため、当財団から状況報告を求め、帳簿書類等の調査を行う場合があります。

■**やむを得ず**以下の事情が生じた場合は、必ず当財団の事前承認を得てください。

- ・助成対象事業の**内容を変更**するとき
- ・助成対象事業を**中止**する場合や**重複しての受給**となることが判明したとき
- ・助成実施期間の**延長**を希望する場合

□助成金の交付決定の取り消し及び返還

助成事業の中止の申請があった場合、次の各号に掲げる場合又は上記義務に違反した場合は、助成金の交付の決定を取り消し、交付した助成金があるときはその一部もしくは全部の返還をしていただきます。

- (1) 助成対象事業が完了しなかったとき
- (2) 助成金を他の用途に利用したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (4) 公序良俗に反する行為や善良なる管理者の注意義務を怠った事実が判明したとき
- (5) 決定後に生じた事情により助成対象事業を継続する必要がなくなったとき
- (6) 応募要項及び当財団が依頼した内容や条件に違反もしくは従わなかったとき

助成に対する問い合わせ先

〒105-0004 東京都港区新橋6-7-9 新橋アイランドビル2階

公益財団法人公益推進協会 能登半島地震 緊急支援基金担当

TEL 03-5425-4201 E-mail : info@kosuikyo.com (問い合わせの対応時間：平日10時～17時)

